

# 十勝圏複合事務組合徴税吏員の委任に関する規則

平成19年3月2日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）における、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員の権限の委任)

第2条 徴税吏員の権限は、機構の吏員に委任する。

(徴税吏員証)

第3条 前条の規定により委任を受けた徴税吏員の身分を証明する証票（以下「吏員証」という。）は、様式第1号とする。

2 徴税吏員は、その職務を行うに当たっては、常に吏員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

3 徴税吏員は、紛失又は盗難等により吏員証を亡失したときは、速やかに徴税吏員証亡失届書（様式第2号）を組合長に提出しなければならない。

4 徴税吏員は、吏員証を亡失したとき、又は吏員証が汚損又は摩滅等によりその使用に耐えられなくなったときは当該吏員証を添えて、徴税吏員証再交付申請書（様式第3号）を組合長に提出して、吏員証の再交付を受けることができる。

5 機構の吏員が、その身分を失ったときは、吏員証を返還しなければならない。

(徴税吏員証交付台帳)

第4条 機構に徴税吏員証交付台帳（様式第4号）を備え、徴税吏員の委任又はその取消をしたとき、徴税吏員の記載事項に異動が生じたとき、吏員証の再交付を行ったときその他必要と認めるときは、速やかに加除訂正しなければならない。

(委任規定)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月2日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。